

甲賀市議会政治倫理審査会（第3回） 記録

会議期日	令和8年7月24日（金）
開 会	13時00分
散 会	14時39分
開催場所	甲賀市役所 第1・2委員会室
出席委員	委員長 山岡光広 副委員長 堀 郁子 委員 西村 慧、小倉 剛、福井 進
出席議員	糸目仁樹（審査対象議員）
傍聴議員	谷永兼二、岡田重美、瀬古幾司、奥村則夫、木村眞雄、出口雅之、古賀友康、北田麗子、村木慶太郎、長源一、若狭健太、
傍 聴 者	11名
事 務 局	事務局長 西野恵、係長 平岡鉄朗、主査 鵜飼彩香

委員長（山岡光広） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから第3回の甲賀市議会政治倫理審査会を開かせていただきます。

第2回の審査会のところでは、請求人の方から請求事案に対する説明を受けました。

今日をご承知のように、対象議員に対する弁明と意見陳述ということで、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、審査に入る前に、ちょっと傍聴人の皆さんに、ご協力のお願ひがあります。

傍聴に来ていただいている皆さんにお願ひです。原則この審査会は公開が原則になっておりますけれども、お手元の「傍聴される皆さんへ」のチラシの内容をご確認いただきまして、1つは、写真撮影、録画、録音はしないでください。それから、2つ目は、携帯電話、スマートフォンの電源はお切りいただくか、マナーモードをお願いをしたいと思います。3つ目は、声を出したり拍手をしないでください。4つ目は、席を離れず着席して傍聴していただきたいと思います。5つ目は、当たり前のことですがけれども、飲食禁止になっています。以上、傍聴の規則を守っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、限られた時間ですので、早速、次第の通り、審査対象議員である糸目仁樹議員から、審査請求事案に対する弁明をお聞きしたいと思います。糸目議員どうぞ

審査対象議員（糸目仁樹） それでは、私の弁明を申し上げます。

議員にとって、甲賀市の大切な公金が、市民全体のために適正に執行されているかチェックすることは大切な使命でございます。

これは、甲賀市議会議員政治倫理条例第3条の1にある、「常に市民全体の利益の実現、および福祉の向上を目指して行動すること」に合致することであります。

そして、公金が適正に執行されていない、または、その可能性が疑われる際には、その点を指摘していくことは、議員の大切な使命であります。

本年2月27日、私が行った「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市の対応について」と題した一般質問は、まさにこの考えに則って実行したことであり、地方自治法第115条に定められている範囲で実行したものであります。

ご承知の通り、現在この一般質問で指摘をした自治振興会・まちづくり協議会役員より、私の一般質問に関連して大津地裁に仮処分の申し立てがなされており、もし私がこの地方自治法の範囲から超えたと、いう行為をしていたならば、司法の場でその判定がなされることから、司法の判断に委ねるべきであり、この政治倫理審査会で重ねて審査する意味はありません。

裁判所とこの政治倫理審査会で、仮に異なる判定がされた場合、司法の判断こそ優先されるべきであり、その観点からも、全く意味のないことでもあります。これは事前に請求人に指摘をしましたが、それにもかかわらず請求人は、このたび政治倫理審査会の設置を請求しました。

なぜ、司法の判断が待てないのでしょうか。

よもや、この政治倫理審査会を設置し、新聞報道がなされることで、私の名誉を傷つけることが目的ではありませんか。

この請求人の行為こそが、私に対する個人攻撃に該当しませんか。

私の正当な政治活動を抑制し、甲賀市議会議員政治倫理条例第18条に違反していませんか。

委員各位におかれましては、この点を十分にご吟味いただきたいと存じます。

このたびの審査請求では、私の一連の行為対象を、一般市民を特定し、不確定な個人のプライバシーに関わるものと糾弾していますが、私が一般質問で取り上げた当該役員は、自治振興会・まちづくり協議会において甲賀市からの交付金を受け執行する、責任ある立場にあることから一般市民とは言えず、また、甲賀市の外ではありますが、会計検査院で公的に認定報告されている国の交付金不正受給に深く関わっていることが疑われることから、自治振興会・まちづくり協議会で受ける交付金の適正執行がなされているか否か、ということにも関わってくることであり、これを指摘して、質していくことは、公益性のあることであり、個人のプライベートなこととは到底言えません。むしろ、議員であれば、これを質していくことが責任です。

このたび、請求人が私の発言が適正か否かに疑問を持つのは自由で、それ

を妨げるつもりもありませんが、私が身を挺して議会で訴えたこの不正受給に対して、なぜ関心の目を向けないのでしょうか。私の発言が正当であったか否かを判断する上でも、状況を調査する目的で私に詳細を尋ねて然るべきですが、そのような行為は一切見られませんでした。

私の一般質問はベストだったとは思っておりませんが、もっと良い方法はあったかもしれませんが、なんら間違ったことも、恥ずべきこともしていません。ましてや、倫理審査会にかけられることは、甚だ心外であります。以上です。

委員長（山岡光広） はい、ありがとうございました。

それでは、私の方から事前に対象議員にも一応、通告をしていますけれども、全体に共有したいということがありますので、その点についてお答えいただきたいと思います。

3点ありますけれども、1点1点した方が分かりやすいので、そのようにさせていただきますと思います。

まず、審査請求人からの訴えについては2点あります。その2点の1つは、「他人の私生活における不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った」とあります。不確定な事案と指摘をされていますけれども、その点は認められるのかどうか。確定される事実確認は、された上での発言なのかどうか。

また、2つ目は、「間接的な要素を複数列举して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行った」と指摘をされているわけです。質問は、特定の個人を照準して、組み立てられたのか。それはなぜなのかと。まずこの2点についてお尋ねをしたいと思います。

審査対象議員（糸目仁樹） まず1つ目の質問にお答えをいたします。

他人の私生活というふうに言われますが、先ほどの冒頭でも申し上げましたように、指摘している国の補助金の不正受給については、現在大津地裁にも資料を複数提出させていただいておりますが、自治振興会・まちづくり協議会の当該役員が関わっている可能性は非常に高いものです。まず、同役員が取締役を務める会社が不正受給を行ったことは、会計検査院の報告書に上がっていることから公的に事実と認定されています。また当該役員の過去のSNSをさかのぼってみると、この会計検査院に指摘されている事業に深く関わっていたことがわかる投稿が散見されています。問題提起をする上で十分な根拠です。

また、これは場合によっては、甲賀市においても同様のことが行われていないか、疑念を持つことはごく当然のことであり、甲賀市の公金が適正に執行されているかどうかのチェックを行うという観点から、公益性の高いことです。よって、これは他人の私生活と扱われるものではありません。以上です。

委員長（山岡光広） 2つ目の要素を。

審査対象議員（糸目仁樹） 2つ目ですね。この一般質問は、当該役員に関する疑惑を上げてはおりますが、個人攻撃することが目的ではございません。自治振興会・まちづくり協議会の役員として公的な公金を適正に受給し、執行できる人物なのか質しているのであります。一般質問では述べませんでしたが、当該地域においても住民から疑いの声を多数耳にしております。調査は必要です。それを求めることがこの一般質問の趣旨であります。

なお、当該役員は個人を特定し得ると抗議していますが、私はあくまで匿名を貫いています。

3月5日の毎日新聞の記事にて、当該役員の実名が報じられていました。また、さらには類似する事案として、津市議会においても、市内の某自治会長による補助金の不正受給や、職員の恫喝などが問題視され百条委員会の設置が決まるというようなことがございましたが、この時には明確に、どこどこ自治会の会長というふうに、個人が特定できる形で、公開されていまして、特に問題視はされていませんでした。まあ今回も、そこまで踏み込んでも特に問題はないと私は認識しておりますが、一定の配慮をもって、匿名にしております。今回も、当該役員という言い方をしておりますが、これも1つぼかして言っているのも、それは十分配慮をしているというふうに私は思っております。以上です。

委員長（山岡光広） それでは大きく2つ目です。議事録を見ますと「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事」と述べられています。

ただし、よく見ますと、自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事というのではないと。それを自治振興会・まちづくり協議会が所管する、総合政策部長に質問するのは、まあ、的外れっていうふうに思いますけれども、その点はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。まったく的外れではありません。

この不正受給に当該役員が関わっている疑惑は、すでに述べましたように、本市の自治振興会・まちづくり協議会においても、同様のことが行われていないか、今回疑問を呈して調査を主張させていただきました。これは議員にとって当然のことです。

総合政策部が所管することからこそ、総合政策部長に質問したのであって、これは至極全うなことだと私は考えております。以上です。

委員長（山岡光広） 3つ目にお尋ねしたいのは、本件のことがあるから、その方が甲賀市の公金を受給する立場にあるわけですよね。そういう方が本当に問題なかったのかと質問の中で述べておられるわけです。そういう面ではね、対象議員自身はそうした事実確認をしているのかどうかっていうことについて、先ほども若干述べられましたけど、改めてその点お尋ねしたいと思います。

審査対象議員（糸目仁樹） 重複する部分もございますが、当該役員の地域においては相当数の住民の間で、これとはまた別件ですけども、不正の疑惑という

のが上がっています。それについて正しいか間違っているかそれについては私は一切言及しておりませんが、まあ、そういう疑惑がございます。そして深刻な対立が実際に起きています。

この点私は断定しておりませんが、ただしこの一般質問で述べた不正受給に関してですけど、これは断定はしておりませんが、会計検査院の報告も加味したとき、やはりこの疑惑はちゃんと調査する必要がある、と判断して質問で取り上げました。これも十分な根拠だと思います。

委員長（山岡光広） 以上ですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 以上です。

委員長（山岡光広） はい。ちょっと若干ですけど補足でお聞きしたいと思うんです。

先ほどの議論っていうか、糸目議員も質問の中で取り上げられた、いわゆる1企業のことが会計検査院から指摘されたという。このことが事実かどうかちょっとこれは置いておいて、そのことと、それからおっしゃるように公金が支給されてるかどうか、公金に不正があるかどうか、そのことについて議会の場で所管する総合政策部長に聞くっていうのは筋やと思います。でも、そこのところではなくて、いわゆる他のところで起こったことについてね、総合政策部長に仮にお聞きしたとしても、実際に質問の中と答弁の中にあったように、なかなかその総合政策部長が明確に答弁することができないっていうのは、事前に分かっていたことではないでしょうか。そういう面では、本当にこう、なかなかこう、そこで質問することは自由ですので、大いに質問してもらったらいいいわけですけども、甲賀市の公金が、不正になんかされていたと。そういう疑いがあると。調査するべきだと。いうことであれば、それは総合政策部長にきちんと聞いたらいいいことだというふうに思うんですけども、今はちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますけど、その点はどういうふうにお感じですか。

審査対象議員（糸目仁樹） まずこの件、一般質問の前に、ちょっと私も聞きに行っております。総合政策部に聞きに行っております。ちゃんと認識していました。議会でははっきり答弁いただけませんでしたけども、ちゃんと認識していました。

資料もいただいています。私は。

委員長（山岡光広） この件っていうのは会計検査院が指摘されたということですね。

審査対象議員（糸目仁樹） 会計検査院の資料もちゃんといただいていますので、ちゃんと認識をしているんです。で、あの、それを問題視もしているんです。それを私は認識した上でこの一般質問に臨んでいるんです。ただその一般質問当日になったときに、そのことを述べなかったんですね。これにもいろいろ、まあ、事情があったようですけど、このちょっと前に、この当該役員がですね、まあ、市役所に乗り込んできて、まあ、脅しとも思えるようなことを言ったということも聞いています。

委員長（山岡光広） なんとおっしゃった。

審査対象議員（糸目仁樹） 脅しとも思えるようなことを言ったと聞いています。一般質問でちゃんと答弁するなど。そういう話も私は耳にしています。

だから、まあ、部長は恐らく答弁したくてもできなかったという状況だと私は理解しています。

委員長（山岡光広） ちょっと私が聞いていることとちょっと違うと思うんですけども、改めて、もう一回その、整理する意味でお尋ねしたいんですけども、まあ、言えば、この自治振興会のところで公金が出ている。その公金に、まあ、不正があった、と思われる。ていうことであればね、それは大いに議論したらいいことやし、指摘したらいいことやし、総合政策部長に、聞くことはいいことやと思うんです。ただ、今は、その人が別のところで、まあ、言えば関わった事案ということですよ。で、そのことについて、まあ、事前に、ええ、総合政策部長にお聞きになったということですよ。で、それとね、それを総合政策部長に「私は認識していません」というふうにお答え実際にされてるんですけども、そのことについてはどういうふうに。

「新聞の報道は知ってるけれども、その事実関係については知らない」と。こういうふうにおっしゃってるわけですけども、それ以上の何物でもないのではないかなというふうに思いますので。

審査対象議員（糸目仁樹） 知らないわけないと思います。ちゃんと知っているという、私はそういう発言ちゃんと聞いてますので、知らないわけがないです。

委員長（山岡光広） ここではね、「新聞報道では見ていますけれども」っていうことを前置きした上で述べておられるんです。「具体的にどういうことで、どこでどういうことについて把握はしておりません」と、こういうふうに総合政策部長が述べてはるわけです。これはこれ以上の何物でもないのではないかなというふうに思うんですけども。

審査対象議員（糸目仁樹） まあ、知らないというのは嘘です。

委員長（山岡光広） 知らないというのは嘘。

審査対象議員（糸目仁樹） 嘘ですね。

委員長（山岡光広） 総合政策部長が嘘を言ってるという。

審査対象議員（糸目仁樹） ちゃんと知っているというふうに私聞かされてますので。もっと言うと会計検査院の資料、こんなのがあったというふうを示しているのは部長の方です。

委員長（山岡光広） 私だけが、しゃべってたらあかんので、全体に共有するために、まず大前提の問題として、事実確認の共有をしたわけですけど。委員の皆さんからどうぞ、発言をしていただいたら。はい、西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 委員長が基本的なご質問をされましたので、大きく3点について重複する点があるかと思っておりますけれども、お伺いをさせていただきます。

請求書の内容に基づいてなんですけれども、1点目はですね、不確定な事実を断定したというところに、請求書の問題点として1つ挙げられております。今、対象議員のご説明の中で、当該まちづくり協議会の会長が不正受

給に関わったと疑われるというようなことをおっしゃってありました。疑われるという認識を今お持ちということなんですけれども、通告書については「会長が公金の不正受給をした」と断定をされていたり、発言の中において、これは請求書の下線が引いてある部分なんですけれども、「まちづくり協議会役員の不祥事に対する」というような、もう断定したような表現になっておるんですけれども、この見解をもう一度伺いをしたいなというふうに思います。

審査対象議員（糸目仁樹） まず通告書の件は、これ内部資料なので、外に出てない資料ですね。私もこれは確かに表現間違ってたと思ったので、だから当日はその発言使ってないはずです。ずっと録画見てください。一言もそういう断定した表現使ってないはずです。それは私もこれはよくないと思ったので、ただ修正が利かなかったの。だけどそれは議員しか見られない資料ですので、外には出ない資料のはずなので、それは私、事務局にも確認しました。だから、当日の発言ではちゃんとそこにはきちっと留意をさせていただきました。

委員（西村 慧） 2点目、発言の中についてもですね議事録を請求の添付書類で付けられている通り、「まず1点目の質問をさせていただきます。」その後、「自治振興会・まちづくり協議会役員の不祥事に対する市民の対応についてです」というふうにご発言をされてる点です。

審査対象議員（糸目仁樹） 不祥事というのは、もう確定で考えてもらってもいいと思います。それはなぜかと言いますと、会計検査院の報告書に出ているということは公的に事実と認定されています。で、本人が関わっているかどうかですけど、本人さんは取締役ですので、仮に自分は知らなかったということがあったとしても、それは取締役としての責任が発生しますので、どっちみちそれは逃れられるものではありません。不祥事として十分言えるものだと思います。

委員長（山岡光広） どうぞ。

委員（西村 慧） 不祥事に対する使い方についてはそのように、認識をされた上での発言というふうに捉えました。2点目です。

これも請求書に基づいて、ご質問をさせていただきます。請求書については、個人を特定し得るような状況、まあ、間接的な要素を複数列举して個人を特定し得るような状況を作ったことにも問題があるのかと、いうようなご指摘でした。その部分で線が引っ張ってあるところを見ますと、例えば冒頭に「今日はたくさんの地元の方が傍聴に来られております。地元の方々から強いご期待をいただきながら」というようなご発言でありますとか、途中でですね、この補助金の概要と言いますか、「令和4年度5年度、両年において182事業、合計2億7492万6984円を、実施してございました」というふうに、先ほど対象議員言われた通り、お名前は匿名でというところなんですけれども、例えば冒頭のご挨拶であつたりとか発言の中でこの具体

的な数字を言われた理由を、この点において請求者は、これが間接的な要素を列挙して個人をもまさに特定しようとしているというふうに指摘をされているんですけども、これを言わなくても、先ほど委員長がおっしゃった、一般質問が成り立つって言ったらか成り立つ可能性があるんですけども、この間接理由を列挙した理由について、改めてお伺いできますでしょうか。

委員長（山岡光広） 糸目議員どうぞ。

審査対象議員（糸目仁樹） まずその事案について具体的な数字をなぜ挙げたかということですけど、それは当然のことですよ。その問題提起しているんですからその問題の内容について言うのは当たり前のことですよ。だからそれについては、一切問題ないと私は認識しています。で、そこから、類推できるということですけども、まず会計検査院の中には、報告書の中には、その当該役員の名前は出てませんし、まあいろいろ検索したら出てくるだろうという指摘もありますけど、まずそこまではする人いないでしょう。どんな状況でも、掘り下げていったら、それはその真実にぶち当たるってことはよくあることだと思います。そこまで秘匿する必要はあるんでしょうか。

先ほども言いましたけど、津市議会において同様の件が昔あったんですね。

ある自治会の会長が不正受給をした、とか市の職員を恫喝したということの問題視して、議会で取り上げられたことあったんです。その時は最終的には百条委員会を開いて、その自治会長を、まあ、追及するということが決まったんですけど、この時は、津市どこどこ町の自治会長っていう、明確に書かれてました。

それはだから、議会でちゃんとそういうふうにはっきり言ってます。で、議会だよりでもちゃんと書かれてます。

だから、一般的にそこまではっきり書いても、問題ないことなんです。だけど私は一応配慮して、名前も匿名にしていますし、会社名もA社というふうにぼかして言っていると思います。十分私は配慮してたと思います。で、地元の方ってこと言いましたけど、地元って何とでも取れますよね、それは。

それで個人特定できるんですか。できないですよ。

でもう1つ言っておきます。これは私の周りから問われたことですけども、この一般質問の直後にはいろんな方から、声掛けいただきましたけど何のことか分からなかったみたいですけども、ある時点から急に、あのことが分かったときがあります。それは何か言ったら3月5日やったと思いますけど、毎日新聞で、当該役員が私を大津地裁で仮処分申し立てをした日ですね、その時に毎日新聞で、この時は、自分の名前を自分で出しておられました。

それで皆さんが、ああ、あのことかというふうに初めてそれで分かった感じで、その時にたくさんの方からお問い合わせをいただきました。だから、

私の発信したレベルの中では、ほとんどの方は、誰のこと言ってるのかっていうのは、ほとんど分かっていません。毎日新聞の記事を読んで分かったという方がもう大多数です。私の発言から、その個人が特定できるということは、まあほぼないと思います。

委員長（山岡光広） 西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 毎日新聞の報道であつたりとか、津市議会のことはまあ、あの、後半に述べられましたけれど、ちょっとそもそもの質問をもう一度教えていただきたいんですけれども。この具体的な金額というのは国の事象であつて、この一般質問の総合政策部長に対する市の事務執行の確認については、全く言う必要がなかったのかなというふうに思うんですけれども、言われた理由を端的に述べていただけますでしょうか。

委員長（山岡光広） どうぞ。

審査対象議員（糸目仁樹） 必要がないと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、不正受給と言つて例えば1万円とか2万円じゃないですよ、ということをお前は言いたかつたんです。そういう金額を言わないと分からないですよ。小さかつたらオッケーで、大きかつたら悪いというものではありませんけれども、でもやっぱり多額の不正受給をしてるということで、ちょっとうっかりやっちゃいましたとかいうレベルじゃないですよ。それはやっぱり分かつてもらう必要があると思つたので、それはやっぱり金額、示して普通だと思いますけれども。

委員長（山岡光広） 西村委員どうぞ。

委員（西村 慧） 3点目に移ります。質問と言いますか認識の再確認です。

先ほど、対象議員のご説明の中で、本件の請求については司法の判断を待つべきというようなご発言がありました。

法の審査とこの倫理審査会の開催判断というのも全く別物に考えるべきだというふうに私は思いますけれども、その点も踏まえまして、もう一度先ほどの発言のご趣旨をご説明をいただきたいなと思います。

審査対象議員（糸目仁樹） 法律って何のためにあるかです。ことの善悪判断するための線引きですよ。それとこれとが違ふっていう認識でおられるのは私は違ふと思います。やっぱり基本的には法律で1つの線引きなされているので、司法の判断というものが、1つの善悪の判断になつてゐると思います。品位って言われますけど品位が損なわれてるかどうか何とでも言えますよね。あんまりそれを言いすぎると、表現の自由というのを侵すことになりますので、そこはやっぱり注意する必要があると思います。

委員長（山岡光広） 今、西村委員からの指摘もありますし、私も先ほど聞いてまして、皆さんどう思われたか分かりませんので、ちょっと皆さんにもお聞きしたいと思つた。実際に、糸目議員の議会での発言、その動画が糸目議員のSNSで配信をされた。その配信をめぐって名誉毀損だということで、配信を止めてほしいという仮処分が大津地裁に出されたということです。

ね。それは事実ですよ。そのことに関して大津地裁がその仮処分の申請に対して、どういう判断をするか。これは1つありますよね。それは、そこでの判断と思うんですよ。今、西村議員も言われたように、政治倫理条例に基づいて政治倫理基準等に違反するのではないかと。ですので、政治倫理審査会に、この件について皆さんに諮ってほしいということで出されているので、それは司法の場でやることやさかいに、わざわざこの政治倫理審査会でそんなこと言われる筋合いはないと、という意味合いのことを先ほど述べられたけども、それはちょっと違うのかなと。ここは公の機関としてね、しかも、政治倫理条例に基づいて設置されたわけですので、それについてやっぱり真摯に向き合って、いわゆる弁明することは当然必要ですけども、やっぱり真摯に向き合うっていうその姿勢が大事なことであって、この司法での判断があるから、わざわざこの場でね、なんでこんなことすんねやと。いうことをおっしゃった、そういう旨をおっしゃったと思うんですけども、それはちょっと違うんじゃないかなと私は思うんですけど。ちょっと委員の皆さん、その点についてはどうお考えなのかお尋ねしたい。小倉委員どうぞ。

委員（小倉 剛） はい。今委員長お仰せの通り、私も同様にその司法の場でのことは、仮処分申請にあってはそれはそれ。けれども、それをもって、この倫理審査会が、チャラになるっていうことではないと思うんですよ。論点がちょっと違うので、そこは私もそういうふうに思いますが。

一定、まあいろいろと糸目議員からお聞きをしましたけれども、やっぱりこの倫理審査会にあっては、上位法との兼ね合いも考えつつ、慎重に審査をしていかないと私は思っていますので。今言われた司法の場でのもの、倫理審査会のものは、当然、全然全く違うものやと、お考えいただいた方がよいと思うんですよ。その点何か反論あれば。

委員長（山岡光広） ちょっと待ってくださいね。委員の共通認識を確認してからにしたいと思いますので、小倉議員はそういうふうにおっしゃったと。

副委員長どうぞ。

副委員長（堀 郁子） 私も委員長がおっしゃったように、司法の場の結果を待てないのかとおっしゃいましたけれども、それとはもう全く別のものであるというふうに思います。この政治倫理審査会において、求めている部分と、司法で答えが出る部分とは全くまた違うものでありますので、きっちりこちらの方にも本当に真摯に向き合っていただきたいなというふうに考えています。

委員長（山岡光広） 福井委員どうですかね。

委員（福井 進） 私も同様の意見です。この委員会のために全協でも、糸目さんも来てもろて議員がいろんな話をさせてもうて、それを経て申請いただいた議員は、それでは解決できてないなといういうことで、申請をされたというようなお話でした。理想で言えば、議会の中で起こったことで、多くの

ものがおかしいと思うのやったら、そこのところで、止まる部分いうのを、今回のこの委員会でいうと、見つけていこうというふうに思っているところですよ。起こった誰かを罰するという事だけやのうて。結果としたらやっぱり、不確定な事象のことで、そこらはそれぞれでまた司法も判断しやんのやもしれんけど、不確定な要素のことで、やっぱり大きく名誉を傷つけたりするようなことを議会の本会議場で起こすというようなことは、やっぱり防がなあかんことやというふうに思いますので、今回の司法の判断と、ここでいっていることというのは、全くまた別の意味を持っているので、ぜひあの、この後質問もさせてもらいますけれども、誠実にお答えいただけたらというふうに思います。

委員長（山岡光広） 委員の総意としてはね、糸目議員が今回、今日この日に弁明をしていただくということになります。その一方で司法の場の方で仮処分が出て、仮処分についてまだ決定は出ていません、ですよ。それはそれとしてやるけれど、糸目議員が議員である以上、この政治倫理審査会にかけられて、この審査会が設置されているわけですのでね、反論するのは大いに結構ですけども、政治倫理審査会に対してやっぱり真摯に向き合うということについてはね、姿勢を改めていただきたいなというふうに、その点では思うんですけども。糸目議員自身は、政治倫理とは何かと、いうことについてはどういうふうにお考えですかね。倫理とは何か、その頭に政治がついたら政治倫理とは何か。この2点お尋ねしたいと思うんですけど。

はい、糸目議員どうぞ。

審査対象議員（糸目仁樹） あの、1つちょっと言わせていただきたいんですけど、私、真摯に向き合っていますけれども。なんか真摯に向き合っていないと言われるのは甚だ心外なんですけども。その点をちょっとご注意いただきたいです。

委員長（山岡光広） ちょっと待ってくださいね。甚だ心外っていうのは、こちらが疑問に思ってるから聞いてるわけです。あなたが冒頭に、裁判所で審査してるわけですから、わざわざこのところで審査する必要がない旨の発言をされたので、それは、この審査会そのものを、ある意味軽視するものだと、いうことがあったんで、それとこれとは違うんですよということを、今、委員の皆さんで確認をしたわけですよ。だから、この委員会自身にはね、きちんと、反論するのは大いに結構なことやけれども、真摯に向き合ってほしいと。

こっちでやってるさかいに、こっちであえていう必要ない、決める必要ないと、言われる必要はないということではないと。そこはむしろ私が言うわけではないけれども、あなた自身が、やっぱりもっと改めて、この審査会に向き合っていただきたいと、いうことは申し添えておきたいと思います。

審査対象議員（糸目仁樹） 私が申し上げたかったのは、司法の判断っていうのは、法律に照らし合わせて判断をなされていくものだから、その結果というの

はちゃんと、優先して見ていただかないといけないということを申し上げているのであります。

でもそれは言いましたけども、いただいている質問にはちゃんと、向き合ってお答えさせていただいていると思いますので、それでよろしいですか。

委員長（山岡光広）　じゃあ、改めてお尋ねしますけども、倫理とは何か、政治倫理とは何か。この点についてはどういうふうに認識されておられます。

審査対象議員（糸目仁樹）　だから、倫理審査会というのはですね、他市町の事例とか見させていただくとですね、例えば不倫問題があったとかですね、例えばコロナのときに飲み会が自粛すべきとされていた時代に大っぴらに飲み会をしていたからとかですね、そういう類いに、議員としてふさわしい行動をとったのかとっていないのか、そういったことを審査するのが他市町の事例では一般的ですね。

で、議員活動の中で、それに対して、いい悪いという判定をするというのは、倫理審査会には私はそぐわないと思います。で、これは議員倫理条例の第18条の中に、「政治活動を抑制するものであってはならない」ということも書いてあるので、そこは十分ご注意いただきたいことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（山岡光広）　政治活動を制限していますか。

審査対象議員（糸目仁樹）　一般質問の発言に対して、いい悪いという判定を下されるということは、今後、他の議員がですね、議会で、これは言わなあかんことやろなと思っても、「倫理審査会にかけられたら困るな」と言って、やっぱり萎縮してしまうということを生んでしまいかねないですよ。結果次第では。

委員長（山岡光広）　だから、それはもちろん、一般的に発言そのものを抑制するものではないということは、請求人からも冒頭に繰り返し強調されていることです。ただ、政治倫理という点からいったら、今回の事案、今回の発言が、やっぱり基準に該当するのではないかとということで、請求が来ているわけですのでね、それについて審査会が設置されて、その審査会で議論するのは当然のことと違いますか。

なんか審査会そのものが否定されてるっちゃうか、なんでその呼ばれるのかなということを思ったら、そら違うと思うんですよ。

きちんとその条例に基づいて審査会が設置されている、それは認めますよね。

審査対象議員（糸目仁樹）　まあ、条例通りにされていることは理解しております。

委員長（山岡光広）　条例に基づいて委員会が設置されて、今改めて対象議員である人に対する弁明の機会が設けられているということです。だから弁明するのは大いに結構なことではあるけれども、政治倫理のこの審査会そのものを軽視するような発言とかいうのは、それはやっぱりちょっとよくないことやなというふうに思うんです。

審査対象議員（糸目仁樹） 私は委員会を軽視したのではなくて、設置請求をしたことに対して言っているんです。だから皆様に対して申し上げているのではありません。請求人がこういうことで倫理審査会にかけるという使い方が間違っているのではないですかということを私は申し上げたいのです。

委員長（山岡光広） それは、私たちが判断することです。最終的にね。

審査対象議員（糸目仁樹） それは結構です。

委員長（山岡光広） 最終的に私たちがそれを判断することです。だから今は、請求人から指摘をされたことに対して、あなたが答えてくれたらいいことであって、それを私たちは総合的に判断をして、しかるべき対応をするということであるのでね、「なんでそんな請求をされたんか」と。「おかしいやないか」ということだけをもって発言するのはいかがなものかと。だから、何回も聞いてますように、あなた自身が、政治倫理とは何かと。これは法律で規定されているさかいに、もうその法律の範疇ですべてオッケーということではなくて、議員という立場、政治家という立場からしたらね、そこには、いわゆる一般的な倫理にプラスされて、政治倫理っていうのが問われると。ね。一般的な市民・国民とは違って、議員にはそういう政治倫理が問われると。そのことから見たら、やっぱり問題ではないかっていうことの指摘が、請求人からされているということです。それが請求の事案の第3条の第8号のところに指摘をされているということです。その点を反論するのは結構なことやけれども。もう一回ちょっと繰り返しやけど、そこはきちんと事実でもって対応していただきたい。その事実関係でいうと、もう一回糸目議員に確認したいんですけども、まず1つはね、公金の不正事実。まあ、疑惑も含めてですけれども。公金の不正事実ではないと。公金の不正事実事案ではない、ということについてはどうですか。認められますか。

審査対象議員（糸目仁樹） 甲賀市の公金ということですか。

委員長（山岡光広） もちろん。

審査対象議員（糸目仁樹） それはまだ疑惑の段階です。そういうことが起きてないですかという疑惑を投げかけているだけです。

委員長（山岡光広） 疑惑っていうのは、ものがあって、疑惑。まったく今、疑惑の範疇ではないのではない、違う。

審査対象議員（糸目仁樹） いや、違います。他の自治体で国の税金を不正受給しているということは、こちらでもやっている可能性はないですかという疑惑を投げかけているんです、私は。調査をすべきじゃないですかと言っているんです。

委員長（山岡光広） 仮にそれが論だとして、それに対して、担当した所管部長が「それは知りません」ということであったらね、それはもうそれで終わってしまうのではないですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 違います。「知りません」って言ったのは、余所でやった

ことについて知りませんって答弁したんですよね。

委員長（山岡光広） もちろん。

審査対象議員（糸目仁樹） ですよ。それはただ、あの、先ほども言いましたけど知らないわけがないんです。知っているんです。私も資料提供してますので、知っているんです。で、知った上で調査すべきじゃないですかと言っているの、向こうは調査すべきかどうかの答弁をするのが当然だと思いますけれども。

委員長（山岡光広） まあ、私だけがやり取りしてたらあかんので、福井議員どうぞ。

委員（福井 進） 私、司法の結果というのは分かりませんが、ちょっと感想みたいになってあれやけど、仮に疑惑が、今おっしゃったように、通告書についてはちょっと断定しすぎて、これではあかんということで、しない形で口頭で変更したっていう、人によって強い疑惑なのか、こんな単純な疑惑の段階で人を判断すべきやないっていうのは基本的には思っているわけやねんけれども。そのことを、疑惑の段階で出して、疑惑の段階で部長に、その人をこういう疑惑があつて、市の方は大丈夫かっていうようなことを、公的な場で出すだけで、で、しかもそれをSNSで発信するだけで、十分市民をおとしめるというか、そういうようなことになるっていう点で、基本的に議場で、あのような形で、特定できそうな形で、どんどん質問を結構長い時間やり取りをしたこと自身は、私はそのこと自身に問題があると思ってます。疑惑だけばっばっばっばいいながら、それが本当でなかったとしても、それが、パッと広がるということの恐ろしさというのは、最近の社会の中で十分考えられるので、ある面で言うと、その点で、もし十分特定せんような形で言葉遣いは気を付けたっていうことで、法律はなかなか罰せへんかったとしても、やっぱり自浄努力として、そういうことは繰り返せんようなことは、市議会の中でそういうことをきちっと今回総括せなあかんというふうに思っているんですけれども、ちょっと聞きたいのは、糸目議員は、法律でどうもなかったら、その中で言えばどういう形でもええん違うかっていうようなニュアンスやったので、私自身は疑惑を拡散するだけで、大きな攻撃になってしまうので、ちょっとその点の認識について、答弁いただけたらと思います。

委員長（山岡光広） 糸目議員どうぞ。

審査対象議員（糸目仁樹） 疑惑という言葉で言うといろんなレベルがあると思うんですけども、週刊誌読んだ程度で言わはるとか、うわさで聞いたレベルで質問するとか、それはあかんと思います。

けど私は、会計検査院という公的な文書を得て、なおかつ当該役員のSNSの発信とかこれまでの言動とか、いろいろなことを総合して、かなり黒に近いと判断したので取り上げているんです。これがもし個人攻撃として名誉棄損に当たるか当たらないかというのは、それは司法で判断してるんです。それを私は言ってるんです。司法の方がこれは名誉棄損に相当しますと

いうことになったら、司法の方から謝罪するように絶対私のところに来るような、今回そういう仮処分になってるんです。それを私は言ってるんです。司法の判断、なんで待てないんですか、っていうのは。

だから、一般質問の内容が個人攻撃に当たるか当たらないのか、そういうことも今司法の方で判断しようとしているんです。

委員長（山岡光広） 福井議員どうぞ。

委員（福井 進） 司法の場で、疑惑の段階で出して、こういうふうになったこと自身で、私は市民へのダメージというか、それを与えるような場に、今回十分議場でなってもたことに対する一定責任もあるやろうし、どういう判決が出るということだけやのうて、情報を回すことで、そのこと自身に問題があると思うし、逆に言うと公的な場で、総合政策部長がこんな疑惑があるけれどもというような推測の下で、市の公金を調べる必要があるんじゃないかというようなことを言われたら、とてもやないけどその段階で調べるとも言えへんし、言うべきでもないし、いえば答弁できないような質問の形になったこと自身も、議員の質問の仕方として問題があったというふうに思うんですけれども、その点。2つは、訴えられるという行為が行われたことだけで、私は人の名誉を傷つけてると。それが、後で事実やっただとしたら事実やっただでええ、ということやのうて、事実になってから取り上げねやったらあれやけど、この段階で、たくさんの人が見てる場で取り上げたことにも問題があると思うし、その点についてどうですやろ。

審査対象議員（糸目仁樹） 先ほども言ってますども、うわさレベルでとか、なんか誰かが言うと思ったとか、そういうレベルで私は申し上げてるんじゃないくて、会計検査院というのは確定した報告書なんですよ。だからこれは事実なんですよ。会計検査院の報告内容は。これに異論はあるかもしれないですけど、一応公的には事実として認定されてるものなんです。なので、不正受給があったということは事実なんですね。ここまで公的なものがあつたら、これは大きなことなんですよ。ちょっとうわさで聞いたとかいうレベルの話じゃなくて、かなり根拠として濃いものなんです。だからそれをもって、「こういうことがあるんですけども」って出すのは、私は議員活動としては正当な範囲だと思います。

それが議員活動として権利を逸脱してるかどうかっていうのは、今司法の方で判断しようとしているんです。それには私もちゃんといろんな証拠とか根拠とか出して、今吟味してもらっているんです。その判定を今してもらってます。そのうえでもやっぱり私が越権行為をしたと、ただの個人攻撃だったんじゃないかというふうに司法が判断したら、それは私は、ちゃんとそれは認めて、素直に謝るつもりでおりますが、その結果はまだ出ておりません。

もう一つなんでしたっけ、質問は。

委員長（山岡光広） はい、どうぞ。

副委員長（堀郁子） 取り上げたことに問題であると。

審査対象議員（糸目仁樹） 取り上げたことに問題があるということですけど、先ほどの冒頭で申し上げましたけども、議員というのは。何でしょうか。

委員（福井 進） そうやのうて2つ目ののは、総合政策部長が答えられないような、ある面で言うと質問、不確定な要素やので、公務員が答えられるような状況やない質問を、結構再質問やというふうにしたことっていうのは、これ自体は議員として振り返りきちっと、これは人を傷つけたということではないけど、議会での一般質問という、テクニク的なところで考え直さなあかん点があったというふうに思うんですけど、その点について。

審査対象議員（糸目仁樹） 私の言い方がベストだったかどうかっていうと、ベストじゃなかったかもしれません。それは、絶対に私がいちばん正しいことをやったというようなことは言いません。そこまではね。だけど、甲賀市の自治振興会・まちづくり協議会の中で、ちゃんと適正に公金処理されてますか、もう一回見直した方がいいんじゃないですか、というのは、私当然の質問の権利やと思いますし、むしろ義務やと思います。

冒頭にも言いましたけども、公金が正しく執行されてるかチェックするのが議員の務めですよ。だから、こういう事案が、他市町ではありますけどやっておられたということは、かなり濃厚な疑惑として、疑惑というか不正受給自体はあったんですけども、そこに関わってたかどうかというのは極めて濃厚な情報もあるわけですよ。その中で、甲賀市でやってたんじゃないですかというふうに考えるのは当然のことです。

住民さんもそうやって、普通にそういう不安の声というのはあげておられるんです。他にもいろんな、「それ違うんちゃうか」っていうような声はいっぱいあるんです。だから一回ちゃんと審査した方がいいんじゃないですか、というふうに言うのは当然のことやと思うんですけども、違いますか。

委員長（山岡光広） はい。

委員（福井 進） ちょっと平行線やであれかも知れんですけど、私自身は疑惑があって調べやなあかんというようなことがあるのであれば、市民からの相談も受けてんねやったら、私は議場の一般質問じゃなくて、担当課に行きながらこういうような形で、と言うて、で、断定はしてない。さっきも言うたように通告書で疑惑が非常に強いという、ただ、疑惑が強いという段階で、議場でもって、まあいうたら生中継もされてる中で、言うこと自身、これ失礼な言い方かもしれんけど、誰かにダメージを与えようというふうな思いで、こういうような形が議場が使われるということについては、きちっと今回総括しやなあかんていうふうに、私は思っていて、もしかして名誉棄損に当たらへんのやったら全然大丈夫やってんということやったら、これまた繰り返しになるので、そうじゃないもうちょっと、法律だけではない倫理みたいなのが、委員長言わはったけど倫理の定義と政治倫理の違いという部分で言えば、自分らが持ってやなあかんことかなって、これは

私はたまたま教員してたで、子どもらの前で吐く言葉もそうやねんけど、それはやっぱり通常と違う部分で考えていくべきことやということを個人的には思っています。質問の仕方が少ないんですけど、ちょっとそれぞれ考え方はいろいろやと思うんですけど、私自身はそんなふうに思っせんけど、そのことについてもしご意見があったら。

審査対象議員（糸目仁樹） まず言います。たぶん最初の委員長の質問にもかぶってくるのだと思いますけど、倫理とは何かということにもかぶってくるのだとも思いますけども、私が、当該役員を攻撃するつもりでやったのであったら、それは倫理に違反すると思います。けど私はそんなつもりでやってません。ちゃんと公金が正しく利用されてるのか、もしくはその公金がちゃんと適正に扱える人物なのかどうかということを議会で問うたのです。繰り返しますが、当該役員というのは、多額の公金を扱える立場にあるわけです。一般市民じゃないんです。責任ある立場にあるんです。私たちが公人であるのと同じ立場にあると私は認識しています。それはわかりますね。一般市民じゃないんです。

繰り返しますが、私はその人物を特定し、攻撃することが目的でやっているわけじゃないんです。だから、無礼な発言をしてはならないというのはこれどっかにありましたけど、無礼な発言一回もしてないはずですよ。個人、その役員の人格を否定するようなことは一言も言ってないはずですよ。事実というのか、根拠だけを淡々と申し上げただけではないですか。それはもう一回動画ちょっと振り返って、見ていただきたいんですけども。

で、もう1つ言いますけども。先ほど言いましたけど、津市議会の事例も一回見ていただきたいと思います。これはあれですよ。今回私が取り上げたのは、自治振興会・まちづくり協議会というのは、半分、もう市とリンクした組織ですよ。それに対して、津市は自治会なんですよ。任意の地縁団体の自治会の会長が、こっちこそ本当に一般市民というふうに扱えるような立場だと私は思うんですけども。その自治会会長が、津市の公金1000万円ぐらいを不正受給したという疑いがある、なおかつ、市の職員を恫喝したということもあって、その疑いを確認するために市長はそれを議会で冒頭で言って、議会のなかで議論が重ねられて最終的には百条委員会が開かれるまで至っているんです。私はこっちの方が真つ当な動きだと思いますけども。それぐらい、議員としては当然のことをやったに過ぎないと私は思っています。決して私情でやったわけじゃないんです。誰かを傷つけようと思ってやったわけじゃないんです。過ちをただそうとして質問をした、違いますか。

委員長（山岡光広） 時間も限られてますので、ちょっと整理する意味で、こんがらがってるのはね、1つはあなた自身が、会計検査院が指摘した内容についてね、先ほどおっしゃった「かなり黒いと判断した」というふうに思ったんで取り上げた、こういうことを言わはりましたよね。ですよ。そのこと

は、甲賀市の公金云々ということとはちょっと筋が違う話ですよ、まず。
それは認められますか。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） そうですよ。で、そのことを、僕らもこの委員会の中で仮にですけど会計検査院が指摘された内容について、それが正しいのか、黒なんか白なんかという判断をここで判断すべき中身ではないっていうことも理解してくれはりますか。

その上での判断やけど、そここのところに言及したということ言ってるわけやなくて、そこで、例えば黒い、あるいはグレーなり、そういった人が、いわゆる公のところの人物についてと。だから、こちらのところも問題があるのではないかというような主張を述べられたという理解でよろしいか。

審査対象議員（糸目仁樹） そうです。

委員長（山岡光広） そうですね。で、その時に、普通やったら仮にこちら側の会計検査院云々の分のやつが、黒かグレーか白かちょっと分かりませんが、ここで新聞沙汰になった、新聞で取り上げられた事例があったと。こっちは、何もあるのですか。ないのですか。いわゆる甲賀市の公金がいかにして、例えばですけど、そういう人物が、甲賀市で同じような行為をやったということの事実を自分は掴んでると。だから改めて調査するべきやと。そこにはあなたが根拠たるものがあるのかどうか、それはどうですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 甲賀市でやったかどうかという、確かな根拠はないです。
だからそれについて私一切言及してないですよ。

委員長（山岡光広） はい。確かな根拠はないってことですよね。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） ほんなら、答えられた総合政策部長が私は答える範疇ではないと、こういうふうに述べられていることについてはね、それはもうその通りで終わってしまうのではないですか。ちょっとそこがね、僕らちょっと理解できない。ところが、あなたは極めて無責任な発言だと思いますとこういうふうに指摘をしてるわけですね。部長の答弁に。

もし仮に、仮の話ですよ、仮に不正の事案がありました、私も不正の事案を持っています。証拠持っています。だからもう一回きちんと調べるべきやという主張だったらね、それは正当な主張で、筋が通る話やと思いますけれども、こっちでグレーか黒かは分かりませんが、まあ問題になっている。この問題になってる人が、こちらで公金を扱うところで関わっていると。だから、グレーやと。黒に近いと、疑惑があると、いうふうに断定するっていうのは、そこにどんな根拠があるんでしょうか。

審査対象議員（糸目仁樹） 断定はしてないんですけども、余所でそれだけの多額ですよ、4700万円という多額の不正受給に深く関わった疑いのある人物が、じゃあ、この甲賀市のまちづくり協議会で普通に公金を扱ってて適切なんですかということを私は言っているんです。もしですよ、もし皆さ

んがですよ、ごめんなさい、大変失礼な事例を言いますけども、同じようなことを甲賀市じゃないけど他市町でやってましたと、なったときは当然議員として適切なのかっていうのは問われますよね。甲賀市じゃないからオッケーということではないですよ。

ですよ。同じレベルで私は申し上げているんです。さらに言うと、じゃあまったく、火のないところに煙は立たないと言いますが、その煙がないのかと言ったら、それはあります。ありますがそこに関しては私も自信を持って言えない、ちゃんと根拠を揃えてないので私は言ってません。だけどもあるんです、そういう煙も。

委員長（山岡光広） ほんで、そのことをあなたが思って主張するのは、議員として主張されたと。その時に答弁されたのは、あなたが期待するような答弁ではなかった。なかったですよ。それに対して、先ほど言いましたような、再質問を述べられたっていうのは、それについてはあなた自身はどういうふうに思われますか。

審査対象議員（糸目仁樹） ちょっと1つさかのぼりますけど、なぜ本会議での一般質問で言ったのかという、行く前になぜ原課に行かなかったのかということとをまあ尋ねられましたけどね。行っているんですよ。

委員長（山岡光広） ん。

審査対象議員（糸目仁樹） 行っているんですよ、もうこれ何回も私行って、こういうのは、おかしいんじゃないのっていうことは、言っているんです。その中で、市の職員さんも同じ認識であるということは、会話の中で私はある程度理解しているんです。

委員長（山岡光広） 行っているというのは担当課のところに行っているということ。

審査対象議員（糸目仁樹） 担当課のところに行って。それは私1人だけじゃないです。複数の方とも話し合っ、それは認識はほぼ共有していると私は認識しているんです。だけど、本会議になったときに、あれ、普段言っていることと違うなっていうのはあったので、なんでいつも思っていることを言ってくれはらへんのやろなっていうのは、そういう意味で私は無責任じゃないかって言ったんです。

委員長（山岡光広） 事前に聞き取りをしたときには担当課はあなたが思っているような答弁ををされたと、説明をされたと。

審査対象議員（糸目仁樹） まあそうです。

委員長（山岡光広） しかるに本会議ではあなたが質問したことに対してきちんと答えてくれなかったと。私らから見たらそれに対して答えたことは普通のことやと、ああそうやなというふうに私も議場におりましたので、そういうふうに思ったんですけど、あなたにしてみたら予想外の答弁やったと、こういうことですか。

審査対象議員（糸目仁樹） そうです。

委員長（山岡光広） どういう答弁が返ってくるとってはったんですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 少なくとも事実確認は調査しますぐらいの答弁はいただけるものかなと思っていたんですけど、そういう答弁はいただいてなかったと思いますが。

繰り返しますが、私一般質問って元々新聞報道からスタートしてこれどうなんやということを相談に行っているんです。会計検査院の資料をだしてきたのは執行部なんですよ。

委員長（山岡光広） それは今置いておいて、会計検査院のことでここ議論しているわけじゃない。

審査対象議員（糸目仁樹） わかりますけど、ちゃんと私以上に調べてるんですよ。やっぱりこれはおかしいという認識はちゃんと持っておられるんですよ。わたしが最初に相談に行って確信を深める材料も市当局からいただいていますし。そのうえで質問にも臨んでいたんですけど普段しゃべってることと全然違うような答弁が返ってきたということで私は、言葉悪いですけど逃げたんかというふうに思ったので無責任じゃないかと思ったんです。

委員長（山岡光広） だから、ちょっと言葉的にあなたの質問の言葉も不適切な表現が相次いでいるというのはそういう意味だというふうに弁明されるという理解でいいんですか。

審査対象議員（糸目仁樹） どういうことですか？

委員長（山岡光広） 例えばこのところにあるように「極めて無責任なご答弁をいただきました」と。

審査対象議員（糸目仁樹） はい、そうです。

委員長（山岡光広） そういうふうに言われたと。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） それはあなたが当初予想してた答弁と中身が違うのでこういうような表現になったという理解ですか。

審査対象議員（糸目仁樹） そうです。もう少し真摯に向き合っていただけるような答弁をいただけたらと思ってましたけども、実際に当日になるとそういうようなご答弁をいただいたので、ああ、部長違うやんかっていうのは思いました。

委員長（山岡光広） 部長違うやんかっていうような程度の発言ではないですよ。その時に気持ちが高ぶってたかも分からんけれども、部長、今の答弁違いますやんっていうような発言ではなくて、「極めて無責任だと思います」と。述べられてますやんか。あなた自身が。

審査対象議員（糸目仁樹） だからこのことについては知りませんと言って逃げたから無責任だって言ったんですよ。向き合おうというふうな姿勢を示していただかなかったの。

委員長（山岡光広） 知りませんとは言うてはらへんのですよ。読みますよ。総合政策部長は「自治振興会・まちづくり協議会における人事については市が任命権や解任権を有するものではなく、各団体の自主的な判断に基づくもの

でありますことから、市の判断により会長や役員を罷免することは適切でなく、また、市はそのような権限はないものと考えています。以上、答弁とします」そしたら、それに対して「極めて無責任だ」と言うてあなたは、発言をされたわけですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） だから、それもですね。話せば長くなるんですけど、過去に言っておられたことと矛盾する内容だったので、だから、相談するときに、こういうときには市はこういうことができると。私たちはそういう言葉を信じて、それを1つの判断材料にさせてもらっているのに、いざそういうときが来たときに、いや、できませんっていうふうに言われたら私たちは何を信じて判断したらいいのか。

委員長（山岡光広） だから、普通はもしそういうふうな答弁をされるっていうことに結果的になったらね、その時にこそ自分が持ってる資料、事実、それを提示をすることによって、「こういう事実があるのにそれでも否定されるんですか」って言って問うたらそれで済むことやんな。そやけどそのことに関してあなたは先ほど言ったように、自分が持っている術ではないということですよ。そのAさんが甲賀市の公金を不正に扱ったという事実は持っていないということですか。

審査対象議員（糸目仁樹） ちょっとごめんなさい、ご質問の意味がわからなくなってきた。

委員長（山岡光広） 百歩譲って余所のところで不正の事実があったと。いわゆる公金の不正の事実があったと。会計検査院が指摘をしたと。それが新聞に掲載されたということですやんか。その正否は別ですよ、別やけれどもそういうところに関わった人がいわゆる公金を使うところにおられる、だからこちらの公金の取り扱いについても疑惑がある、疑問がある、きちんと調査するべきやというのを論を立てて言うてはるわけですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） そうです。

委員長（山岡光広） ですやろ。そのときに総合政策部長がその調査は聞いておりませんので、そういう事実は聞いておりませんので調査しませんと言わはったら普通そうになってしまうのではないですかね。そのときあなたが先ほど言いましたように事実を持っていたら仮にですけど「こういう事実がある」って言って突きつけたらいいわけですけども、そういう事実がない状態の時に、総合政策部長の答弁に対して、「それは無責任な発言だ。」自分の思いと違う答弁だったということで、こういうふうな、無礼な発言に類する発言をされるっちゅうのはやっぱりあかんことではないのですか。

審査対象議員（糸目仁樹） すいません、無責任だと言うのが、そんな無礼な言葉に当たるんですか。私はそうは思えませんが。

委員長（山岡光広） そうですか。

副委員長（堀郁子） 何度も無責任だということをおっしゃっておられる。

審査対象議員（糸目仁樹） 無責任だと感じたから無責任だと申し上げた。

副委員長（堀郁子） 甘いという言葉もおっしゃっておられる。

委員長（山岡光広） 何ですか？

副委員長（堀郁子） その認識は非常に甘いと思うと。

審査対象議員（糸目仁樹） それも甘いと思ったから甘いと言ったんです。

副委員長（堀郁子） それに対しては失礼な言葉だというふうには思わず、そのように。

審査対象議員（糸目仁樹） その言葉まで失礼って言われたら何も言えなくなりますよね。私が例えば部長がバカだとかアホだとか言ったらそれは無礼だと思えますけど、でもその行為に対してやっぱり無責任だと感じたから無責任というのはそれは別に、無礼の範囲ではないと思えますけど。

副委員長（堀郁子） 認識の違いというものもやっぱりあると思うんですよね。糸目議員はそうに感じられた。でも執行部の答弁はまた違うかったっていうことで、認識の違いっていうのはあると思うんです。だからそこは、「私と認識が違います」っていうふうにおっしゃられるのは失礼には当たらないというふうに思うんです。ただ、認識が違う上で甘いと思う、であるとか無責任であるというふうにおっしゃられるということは私はもう不適切であるなというふうに考えます。

審査対象議員（糸目仁樹） 私が部長の人格を否定するようなこと言ったらそれは失礼に当たると思えます。だけど、部長が公務として行ったことに対して、それは無責任だと言ったことはこれは別に正当な発言だと思えますけども。それが甘いというふうに私が感じたから申し上げることも、それは別に正当な発言だと思えますけども。

委員長（山岡光広） そやけど意に沿わない回答やったから無責任だと。

審査対象議員（糸目仁樹） 部長がそういう答弁をして、あんた、アホかとか、そういうこと言ったら駄目だと思いますよ。部長の人格を否定するようなこと言ったら駄目だと思いますよ。だけど、その行為に対して私は無責任だと感じたから無責任だと言うのは、それは無礼の範疇には入らないと思えますけど。

委員長（山岡光広） ほんでよ。だから、糸目議員が当初、事前の調査っていうか事前のレクの中で聞き取りをしていたような回答ではなかった。それは事実ですか。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） 事実。ほんで、こういう回答が来るものだと思っていたけれども、そうではなかったのも、まあ言えば無責任な発言だというふうに言ったと。こういう経過ですか。

審査対象議員（糸目仁樹） そうです。

委員長（山岡光広） その時にそれやったら、こういう事実があるってあなたが指摘したらよかったんじゃないですか。

審査対象議員（糸目仁樹） もちろんそういうふうにできたら、それはより良いのは

分かります。それは私の議会での技術不足というか、質問力の不足してる
ところかもしれません。それは、そうかもしれません。だけど、間違ったこ
としてるというのではないと思いますけども。

委員長（山岡光広） いや、質問力のなさのことを言ってるわけやなくて、事実をあ
なたが掴んでるのかどうかということを聞いてるんです。

審査対象議員（糸目仁樹） だから、事実って、何度も言いますけども、甲賀市でそ
ういうことがあったかどうか、なんてことは私は一言も言っておりません。
ただ、他市町で。

委員長（山岡光広） 違う違う、一言も言ってませんって、あなたはそれを追及して
るわけですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） だから、やってませんかということを調査すべきじゃな
いんですか。また、そういう立ち位置におられることが適切なんですかと
いうことを私は議会で問うたんです。

委員長（山岡光広） うん。そうしたらそれに対して、答えられた回答は、

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） 普通のことではないんですか。調査する、要は皆さんからそう
いう声を聞いていませんか、部長は。市民からそういう声も聞いておりま
せんし、実際に調査するつもりはありません、という旨のちょっと言葉正
確ではありませんけども、そういう旨の発言をされたと。もう、それで終わ
りちゃうの、そこは。

審査対象議員（糸目仁樹） いや、何も聞いてませんっていうようなことはありませ
ん。事情はよくご存じです。

委員長（山岡光広） いや、だから、あなたがもしそうやとしたら、その事実をその
時に言ったらよかったということを言うてんねん。つまり、かみ合わない
議論をして、事前のレクの時にいわば、こういうふうに回答が来るだろう
と思ってたけれども、実際にはそうでなかったと。だから無責任な発言や
と。それはちょっと違うん違う？

審査対象議員（糸目仁樹） 違うんじゃないかって、それは別に倫理に反したことじ
ゃないと思いますけど。

委員長（山岡光広） いや、だからもう、そんで終わってしまうのではないの。話が。

「不確定な要素を断定したごとく」って、請求人は言うてはるわけですね。
審査請求の事案の1つは、そのことを言うてはるわけですね。確定した
事実でもって追及されているんやったらね。それは議員というその立場か
ら、公金の管理をきちんとするということで、質問されるということやか
ら、それはそんでいいことやんか。だけど、あなたが質問していることは、
不確定な要素、それを断定的に述べる。これは、いかなもんかっていうて
指摘をされているわけですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） 不確定ではないです。だから、何度も言いますけれども。
他市町ではありますけど実際に、4700万円、実際ね。

委員長（山岡光広） 他市町のことを今ここで議論してるわけではなくて、今あなたは甲賀市の市議会議員として甲賀市の公金管理のあり方について問うてるわけですよ。それやったら甲賀市の公金管理のここに問題がありというて筋を通して議論するのが普通ではないですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 他市町のことはもう一切チャラです、関係ないというふうにおっしゃるわけですか。

委員長（山岡光広） 関係ないということ言うてるわけやなくて、それはすり替えであって、あなた自身がこの問題について確証を持ってきちんと訴えてるかどうかなんかということを聞いているわけです。

審査対象議員（糸目仁樹） いや、すり替えじゃないです。

委員長（山岡光広） それを請求人は、不確定な要素を断定的に取り扱ったと、こう言うてはるわけや。いや、僕は不確定な要素ではないんですよ。ちゃんと確定の要素を持ってるんですよと、いうことであればね、それを言うてくれたらええということ言うてんねん。

副委員長（堀郁子） 委員長がおっしゃるように、そういう事実を調査をされてたんですか。

審査対象議員（糸目仁樹） 調査というか、それは耳には入ってます。そこまでは私は踏み込んでません。まったくないわけじゃないんですけども、踏み込んでません。踏み込めるだけの、理論武装もまだできてないので、だから私はそこは控えています。

そこまでは踏み込みませんけれども、何度も言いますけれども。さっきから委員長あの、制止されますけど、他市町で1万円や2万円じゃないんですよ。何千万というお金を不正受給したということが、会計検査院で報告されているような、そこに深く関わったことが、疑われることが濃厚な方がお金を扱って、いいんですよということを言っているんです。

委員長（山岡光広） それが、ちょっと待って。それがたまたまね、例えば今のAさんであつたら、その理屈は成り立つか分からん。

審査対象議員（糸目仁樹） だから、それも私は裁判所にいろいろ根拠提出させていただいてますけども、本人さんは全く無関係だという主張してますけど、無関係というにはあまりにも苦しい根拠がいっぱい上がるんです。それは私は裁判所に提出させていただいてます。無関係ということがあり得ないと思います。何らかの関係は絶対にあるはずなんです。ほんで仮に、百歩譲ってなかったとしたとしても、取締役としての責任があるんです。

委員長（山岡光広） ほんでよ、それは、何回も繰り返すようやけど、それは別の会社のところでの問題点という事ですやんか。ね。それは事実やろ。それは認めてやるわけやんか。

会社名別にして、そういうことがあったということで、新聞の記事になってるということですやん。ね。これが黒なんかグレーなんかいうのはここで判断すべきことではないと。ですやろ。

審査対象議員（糸目仁樹） はい。

委員長（山岡光広） ほんで、その上でやで。その上であなたが言うてんのはここでグレーなり、黒なわけや、かなり黒やと。だからこっちもやってるんではないかっていう理屈、論を立てたわけですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） いや。

委員長（山岡光広） それは、請求人が言うてるように、不確定な要素に通じる話ではないかっていうことを言うてはるわけ。それを打ち崩さんと、あなたの理屈は成り立たない。思いませんか。

審査対象議員（糸目仁樹） 思いません。だって。ごめんなさい、ちょっと言葉荒くなりますよ。余所で犯罪を犯した人が、じゃあ、甲賀市じゃないから関係ないとは言えませんか。甲賀市でなんか職につくときに、それまったく関係ありませんよ、余所でやられたことだから、関係ありませんってなりませんよね。なりませんよね。同じ理屈ですよん。

委員長（山岡光広） 同じって。

審査対象議員（糸目仁樹） 同じですよ。しかも、ちょっとうっかりミスとかのレベルじゃないですよ。もう意図的になされているその不正受給というのが余所であったのはもう事実なんです。じゃあ、それに深く関わったということが疑われる方が、甲賀市の公金を扱える立場にいる、これ大丈夫なんですかということを問うのは普通じゃないですか。

委員長（山岡光広） はい、福井委員どうぞ。

委員（福井進） ここで4000万という事件が起こったというのは事実ですわね。もう出たんねんで。被害が出たって。それがこの会社に関わっている方が直接黒いのか。かと言って重役、重い役割をしているだけでも責任はあるっていうのもその通りやと思います。例えば部下が勝手にしたとしても、迷惑かけたらね、代表やったらその責任があるけれども、そのことがまだ確定してない段階で、この市内で、まち協の運営を、というようなことと繋げるのであれば、例えば総合政策部の打ち合わせの時に、やっぱり疑惑はあるの違うって言われたら、疑惑はあるかもしれんっていうことは、それは一般的なところで思うかもしれへんけれども。それ、皆さんの前で質問をした時に、こんな確定できひんことに関して、その場で答弁できるわけやないというふうに私も思うし、逆に言うと議員としたら、何十パーセントであったとしたとしても、決めつけで皆さんの前で質問して、答えの出えへんような質問をして、言うたら疑惑だけを広く拡散しているということに、私は政治倫理として問題があるというふうに思ってます。

その点について、総合政策部長の肩を持つわけじゃないけど、公共の場で疑惑に対していうところから調査を始めよといわれたら、そんなことできることもないし、不確定な要素で答弁できひんというのは基本的な当然の出方やと思うし、議員としてもそんな何パーセントかわからんけど確定していないことをもとで一般質問を組み立てるということにも問題がある。

そういうことを起こさんための、法律を犯してなかったらどうもないやろというようなそんな倫理ではあかんというか、そんなふうに思っているところです。そのことに関して糸目議員の回答というか考えがあったら、総合政策部長の対応もそうやし、自分がそれを一般質問に取り上げたことも含めて、今ほんまにどんなふうに思てんのか、最後に聞きたいなというふうに思います。

審査対象議員（糸目仁樹） 市内で何が起きたかということは、私もちょっと理論武装できてないのでそこには踏み込みません。それは、踏み込んだらそれこそ無責任だと思うので、踏み込みません。何もないわけじゃありません。その当該地域行かれましたか。事実としてあるのは、住民側から、その当該役員に対して、もう辞めてくれという動議も出てるんです。その中には公金の不正があったんじゃないかという疑惑もあります。そこについて私は踏み込みません、言いません。そこは私も十分調べてないので、無責任に発言できないのでしません。だけど、そういう動きもある中でこういうことがあったんです。ちゃんと調べるべきじゃないですかというのは、私は当然だと思いますけど。

委員長（山岡光広） ちょっと時間の関係もあるんですけども、どうですかね。小倉委員。

委 員（小倉剛） 一定ね、糸目議員の言っではることもわかるんです。たとえば、疑惑、場所は全然違うけど国会では週刊誌ネタで議論になっとるということも、場所は全然違いますけどね。一定疑うということは大事だと思うねんけど一時根拠もないなかでどうかなって、一般質問のなかで担当部長に聞かれても絶対答えられないですよ。白か黒かということもいけへんし、調査しますということもたぶんおそらく言えへんかったんやと思うんですね。そこを追及されたらというのは論点ではないのでなんかこうずれてますけど、一定言葉尻のなかで配慮してはるところも見受けられますけども、何回も原課に行って担当の課長や係長か知らんけど、部長も含めて相談しはったということやねんけど、もっと煮詰めたところでしはったほうがよかったのかなということを思ったりします。確かに名指しはしてないし、けども特定されるような域にだんだんと入っていったるねんな、これな。糸目さん住んでるとこもわかるし冒頭に地域の人が何人も来られてて、そういう言葉もあったので一定特定されてもしかたないかなというところもあるんやけど、やり方がまずかったんかなというふうな感じはずっと聞いててそのときに思ったりもしたんやけど、さっきも言いかけてましたけど、これ今倫理にかかっててその上位法との兼ね合いは個人的にどのように考えておられるのかそこだけちょっと。

審査対象議員（糸目仁樹） ご質問の意図がわかりませんが上位法の兼ね合いというのはどういうことですか。

委 員（小倉剛） 言論の自由とかありますやろ、そんなところは。倫理は法律じゃ

ないですよ、この審査会も法律に関わって審議しているのではないので、条例ですわ。でもそれをひっくるめた法律がありますやろ。それには議会基本条例もあり法律もありそこらは今の時点ですよ、そのときは何も考えてなかったと思うねんけどいまの時点でもし考えていることがあればですよ、なかったらなかったでいい。

審査対象議員（糸目仁樹） ご質問の意図がよくわからないのでなんとも答えにくいんですけど。法的には特に、法に抵触したとかそういう認識はありませんし、もし仮に違法な行為をしていたのであれば繰り返しますけども今裁判所の方でそれを判定していただけますので、もしそうだったらわたしは気付かなかったけれどもあなたはこういうことで名誉棄損していましたよと、司法の方から判断なされたらそれは私は素直に謝るつもりでいます。

委員長（山岡光広） ちょっとかみ合わない。

委員（小倉剛） 今、司法の方で判断というのは相手側から出されてYouTubeにあげてやることに対してされているのであって、糸目議員から資料はいろいろ出されているとかと思うけど、差し止め請求なのでそれをもって一切チャラにはならないですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） 差し止め請求だけではなくて、わたしが議会で行ったことが間違いであるから謝罪しなさいというようなことも求められています。だから、私の議会の発言が不適切だと司法が判断したらわたしは謝罪をしないといけないという仮処分なんです。

委員長（山岡光広） ちょっと待ってください。いいの。

委員（小倉剛） いいです。

審査対象議員（糸目仁樹） 追加でよろしいか。だから法律に上位法にということに照らし合わせられているから、法律に抵触するかしらないかということは裁判所はまさにそこを見ているわけですよ。

委員（小倉剛） ほやからね、今の時点で糸目議員がどういうふうに、なんか思いがあるんやったら、違う思いがあるんやったら。違う思いじゃなくて今の思いね。

委員長（山岡光広） 全体の時間もありますしこの間のやり取りの中ではちょっと行き違いやかみ合った議論ということにはできていない部分もあります。糸目議員の思いがこういう思いでしゃべった、こういう思いでいるということにつながることで、この委員の皆さんの認識とちょっと違う部分もありますのでね、もう少しここだけはぜひ聞いておきたいという点があったら言うていただいたらと思うんですけども。何かありましたら。西村委員どうぞ。

委員（西村慧） 最後に、この時間1時間半で、糸目議員のそもそも一般質問をされようとした経緯であったりとか弁明に関して意見であったりとか、主張については聞かせていただきました。最終判断をいろんな面から判断をさせていただくんですけども、今は全部受けさせていただきました。

その中でちょっと委員長が先ほど中盤に言われた政治倫理というところで、認識を再度お伺いをさせていただきたいんですけども。ここの設置の根拠になっております甲賀市議会議員政治倫理条例の2条の2項は、「議員は政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは自ら率先して真摯かつ誠実に真実を明らかにし、その責任を明確にしなければいけない」ということになっております。

7月10日に第1回目が開かれました。7月12日にですね、糸目議員のSNSの記事を私、委員として拝見をさせていただきました。その時に、ある団体と比較して、倫理という名前がついてる団体の会に出席をされてました。その中で、「今日はちゃんとしてる方の会に出席をしています」というようなところを、ご発言の記載がありました。私の知り合いの市民の方から「これは、本倫理審査会を揶揄してる表現とも取れるのではないか」というような思いを持たれてる方がいらっしゃったんですけども、政治倫理という意味で最後、その投稿の意図についてお伺いをしたいなというふうに思います。

委員長（山岡光広） はい、糸目議員どうぞ。

審査対象議員（糸目仁樹） 投稿について別に特に何の意図もありませんけども。

どう捉えるかは人それぞれですので、そこについて私は言及するつもりもありません。

委員長（山岡光広） はい。今言われたように「どう捉えるか」というのは相手のあること、見た人のことやということなんでということです。最後にね、もう一回ちょっと確認のためにお尋ねをしたいんですけども、総合政策部長が、「あくまで民間企業における事案というふうなことの認識でございますので、特別な事実確認、事情確認の機会は設けていないということでございます」と、こういうふうに述べられてるんです。その述べられたことを受けて、糸目議員が「本件が民間企業のことだ、本件のことを言っているわけではありません。本件のことがあるから、その方が甲賀市の公金を受給する立場にあるわけですよ。そういう方が本当に問題がなかったのかどうか、ここを問う」ということを言うてはるわけです。まずそういう面では、先ほどの会計検査院云々っていう、ここの部分についてはね、このことを言っているわけではない、っていうことについては確認できますか。あなた自身が今、「本件のことを言っているわけではありません」って言うて、明確に発言の中でそういうように述べておられるんですよ。

審査対象議員（糸目仁樹） それも言葉のあやだと思うんですけども、本件のこと言ってるのではありませんってのは、その関係ありませんって言ってるんじゃないくて、「これがあるから、こういうことですよ」って言っている、根拠ですよ。関係。

委員長（山岡光広） だから理屈としてね、「本件が民間企業のことだ、本件のことを言っているわけではありません」と。つまり民間企業のことだから、本件の

ことを言ってるわけではありませんと。「本件のことがあるから、その方が甲賀市の公金を受給する立場にあるわけですね。そういった方が、つまりここには書いてませんけれども、そういった方が公のところについていることに問題がないか」ってことを疑問を呈して訴えてるとそういうことでよろしいか。

審査対象議員（糸目仁樹）　そうです。

委員長（山岡光広）　でもそのことに関して、その事実確認、事実の根拠性を、持っているわけではないっていうことも、確認できますか。

審査対象議員（糸目仁樹）　根拠持っていないというよりもそこに言及してないだけです。

委員長（山岡光広）　言及してる事実が、言及できる事実があったらなぜその時に言及しなかったんですかっていうのが、さっきの。

審査対象議員（糸目仁樹）　だからそこまでは私は準備できていなかったからです。今も、そこまでは踏み込むつもりはないから、踏み込んでいません。先ほども言いましたように、そういったことの疑惑が住民さんの間ではそういったことは不審に思って、総会の中で動議を起こして当該役員さんたちは「もう辞めてください」という動議も出てるんですけど、これもまたまともに受けてもらえてないというのが現状です。

委員長（山岡光広）　それは当該する自治会、自治振興会の中で、そういうことがあるっていうことをおっしゃってるわけやんか。

審査対象議員（糸目仁樹）　そうです。

委員長（山岡光広）　けども今ここで議会という場のところで、議会の中の論戦をするときに、そういうげなげなっていうか、そういうことがあるらしい、そういう噂があるらしい、こんなことになってるっていうことではなくて、やっぱり議員として発言するときは「こういう事実がある。この事実についてどうなんですか」と言うて問うべきではないんですかっていうことを聞いてるわけです。

審査対象議員（糸目仁樹）　確かにその、げなげな話というのはあるんですね。そこはげなげな話のレベルでは申し上げるべきじゃないと思ったので、私はそこは差し控えています。そこまでちゃんと準備して臨むべきというふうなお声もまあ、そら確かだと思いますけど、そこまでは私は準備も間に合わなかったし、そこまではできてません。だけど、私はこの一件だけで、十分私は追及できると判断したので一般質問に臨まさせていただいたわけです。

委員長（山岡光広）　いずれにしても、その公金の不正事案があったっていうことの確証を持って言ったわけではない、ということについては確認をしたいと思うんですけどね。ほんで、会計検査院の指摘事項を受けて、まあここでこうやからこっちもこうではないかっていうことを、指摘をされたそういう議会質問やったと。で、その時に総合政策部長は、そこまで調べる術はないですっていう旨の発言をした。「無責任や」と、こういうふうにやり取りを

したという関係にあると思うんです。これは議事録を見ればそういうようなやり取りになってると。ちょっと言葉、短くしてますので、適切でない部分があるかも分かんけど、要点はそういう、まあ言えば論点やったということだと思います。今日は対象議員である糸目議員からこうやってこう聞かせていただきました。

これ以上お聞きしても、かみ合うというか、糸目議員の反論は、意図はもちろんあるわけですが、そういったことを踏まえもって、まあ次回に次その審査を行っていくということにしたらどうかなというふうに思うんですけどどうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山岡光広） そしたら、まず、今日のところは、糸目議員に来ていただきまして、弁明とそれから意見陳述をしていただいたということです。

で、糸目議員が言われるように、その判断は、この委員会が最終的な判断をするということです。司法の判断は判断として、私たちは、請求に基づく、その審査請求に基づく判断をするということです。ご理解いただきたいと思います。

それでは今日の分を一旦区切りにしたいと思います。副委員長どうぞ。

副委員長（堀郁子） 糸目議員、ご足労いただきましてありがとうございます。また、暑い中傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。しっかり今後も審査を続けていきたいと思いますので、委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山岡光広） これをもちまして、第3回の政治倫理審査会を散会したいと思います。傍聴の皆さんありがとうございます、委員の皆さんありがとうございます。事務局の皆さんありがとうございます。

（散会 午後 2時39分）

上記記録は、甲賀市議会議員政治倫理条例第10条及び甲賀市議会委員会条例第30条第1項の規定により作成したもので、その内容が正確であることを証する。

甲賀市議会政治倫理審査会 委員長 山岡光広